

「旅客船の安全運航確保に関する調査」結果の公表

総務省九州管区行政評価局（局長：高田 義久）は、離島も多い九州地方では特に公共交通機関として重要な役割を担う旅客船の安全運航の確保を図る観点から、九州運輸局における旅客船の事故防止対策の実施状況、事業者における新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施状況等を調査しました。

令和 4 年 4 月に知床遊覧船事故が発生し、国土交通省による緊急安全点検や安全対策の検討が行われたことから、それらへの九州運輸局の対応状況も含めて公表します。

なお、調査結果については、国土交通省の今後の安全対策の取組にも活かしてもらうため、九州運輸局だけでなく、総務省本省を通じて国土交通省本省にも通知しました。

○調査対象機関：九州運輸局

○関連調査対象機関：30 旅客航路事業者

< 本件照会先 >

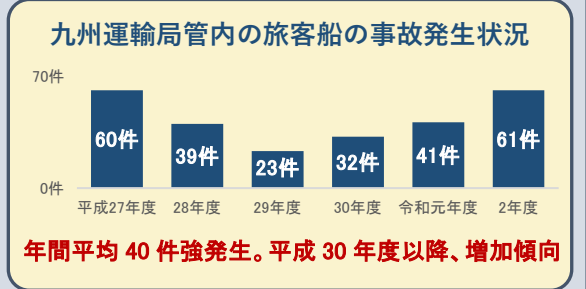
総務省 九州管区行政評価局
評価監視部 第 2 評価監視官 碓 信幸
(電 話) : 092-431-7092 (直通)
(F A X) : 092-431-7085
(メー ル) : ksy21@soumu.go.jp

※ 調査結果は総務省九州管区行政評価局のホームページに掲載しています。
(九州管区行政評価局) <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>

旅客船の安全運航確保に関する調査の結果（概要）

調査の背景

- 旅客船は、離島も多い九州地方では、旅客輸送実績が全国の約3割を占めるなど、公共交通機関として重要
 - ※ 旅客輸送実績（人キロ）：九州 903 百万人 / 全国 2,993 百万人（令和元年度）
- 平成27年度から令和2年度までに256件の事故が発生し、平成30年度以降増加傾向
 - ➡ **事故の再発防止推進のため、管内150旅客航路事業者（令和3年4月1日時点）に対する九州運輸局の事故防止対策の実施状況等を調査**



- ◆ 令和4年4月に知床遊覧船事故が発生。国土交通省は、知床遊覧船事故対策検討委員会を立ち上げ、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を検討（7月には中間取りまとめ）
 - ➡ 事故を受けて実施された緊急安全点検の九州運輸局における実施状況等、**事故後の対応状況を整理**

調査のポイント

<調査事項>

1 旅客船事故の情報を整理し、主要な発生原因を分析
 (→監査や点検の重点ポイントにならないか?)

2 事故防止対策の実施状況を調査 (→改善点はないか?)
 ① 平成27年度～令和2年度における監査、安全総点検及び事業者への研修の実施状況を調査
 ② 知床遊覧船事故を受けた対応状況を整理

3 旅客航路事業者の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を調査 (→他の事業者の参考にならないか?)

<主な調査結果>

※ 主な調査結果の「→」後は九州運輸局の現在の対応状況。対応予定のものは、改善状況を確認する予定

○ 旅客船事故の発生原因となる「**機器・部品の不具合等**」を発見し、**速やかな改修を行うことの重要性の周知が必要**
 → 運航安全管理研修会等を通じて事業者に周知予定

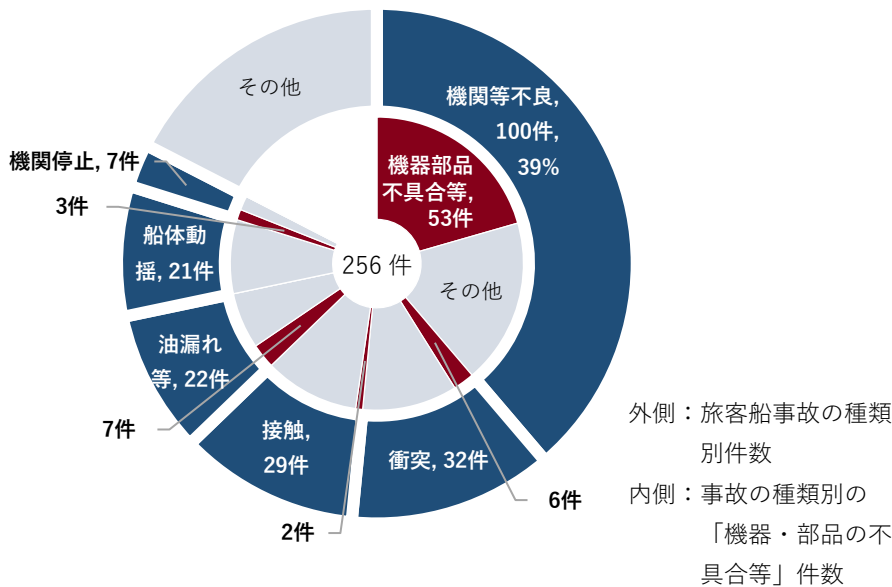
① 監査における継続的指導監督のため、**改善指導の確認結果の確実な記録が必要** → 令和4年7月から実施 など
 ② 令和4年4月25日から5月31日までの間に安全管理規程の遵守状況等に着目した「**緊急安全点検**」を実施
重大な違反なし

○ 乗船客や乗組員の感染が判明した事業者の判明当時の対応、**参考となるその後の取組を紹介**

1 旅客船の事故発生状況 (報告書 P8~P30)

平成 27 年度から令和 2 年度における九州運輸局管内の旅客船事故 256 件について、事故の種類別、原因別等に分類・整理し、主要な原因等を分析 (← 監査や点検の重点ポイントにならないかとの問題意識)

- ① 事故の種類では、主機 (エンジン部分) の出力低下などの「機関等不良」が全体の 4 割弱 (100 件) を占め、次いで「衝突」、「接触」、「油漏れ等」、「船体動揺」、「機関停止」の順で多くなっている。
- ② **事故の発生原因では、「機器・部品の不具合、損傷、劣化」の割合が高くなっている。**
256 件中 71 件。「船体動揺」と「その他」を除くほとんどの事故の種類でみられ、「機関等不良事故」では約 5 割 (53 件) を占める。



調査結果 → 改善点 → 現在の対応状況

機関等不良にとどまらず衝突などの事故を招くおそれもある「**機器・部品の不具合等**」の削減に努めることが**全体の事故件数の減少につながる**と考えられる。

➡ 安全総点検や研修等の機会を通じ、**旅客船事故の発生原因となる「機器・部品の不具合等」を発見し、速やかな改修を行うことの重要性を周知徹底**すべき。

➡ 安全総点検、研修等の適切な機会を通じて、旅客航路事業者にも周知徹底する予定 (**令和 4 年度年末年始安全総点検や令和 5 年 1 月以降に実施する運航安全管理研修会を通じて実施**)。

2 旅客船の事故防止対策（結果報告書 P31～P77）

- 九州運輸局は、旅客航路事業者に対し、
- ① 運航管理、船員労務管理それぞれの観点から、右表の監査を実施
 - ② 年末年始のほか、独自に夏季にも安全総点検（立入点検及び事業者による自主点検）を実施
 - ③ 年1回、運航安全管理研修会を開催

	根拠法	事故発生時	年度ごと 計画的	違反時の 措置
運航管理 監査	海上運送法 内航海運業法	特別監査	通常監査	命令、 文書指導
船員労務 監査	船員法	海難発生時 監査	通常監査	戒告、勧告

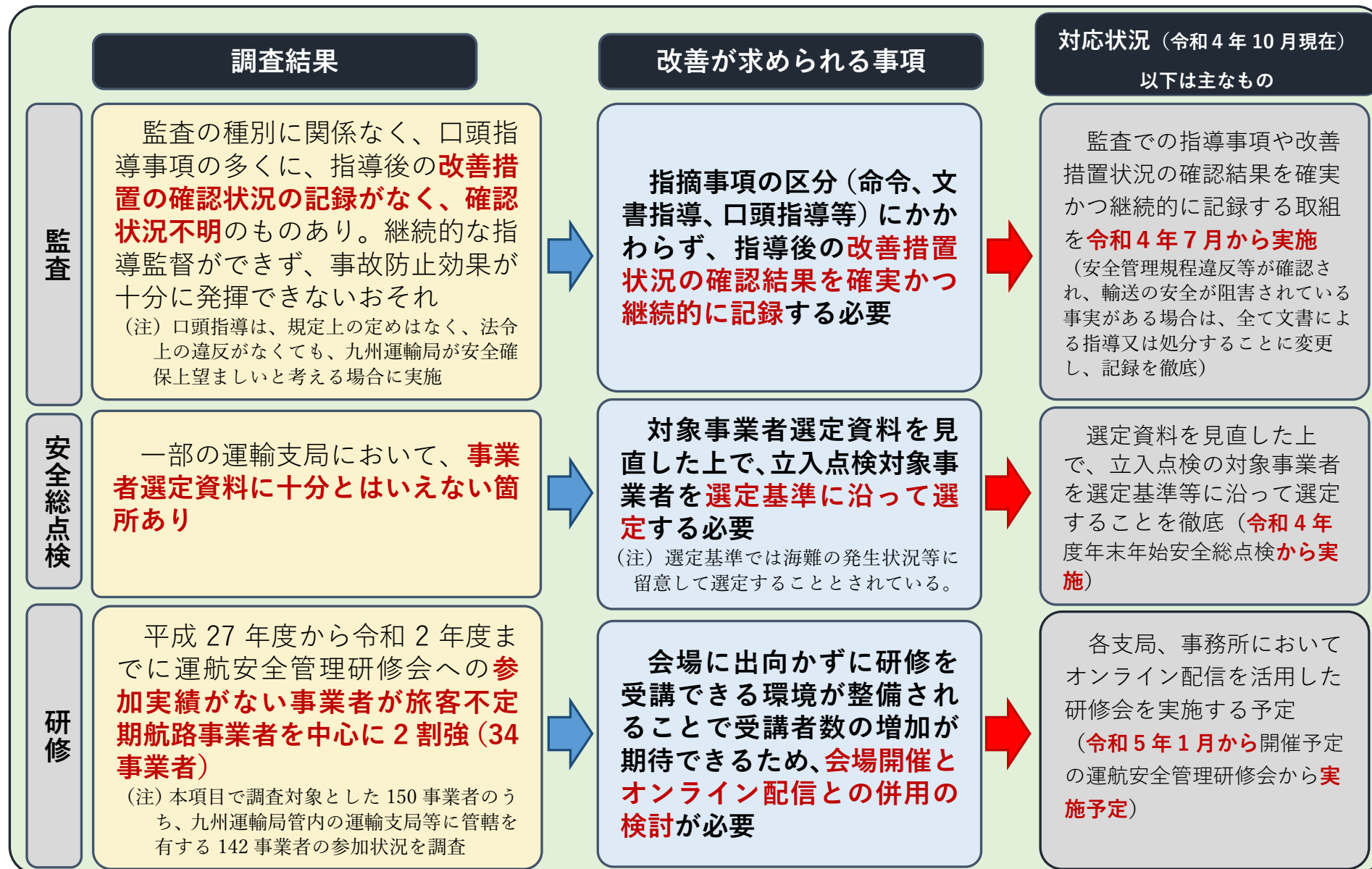
※ 違反時の措置について、上記のほか、必要に応じて口頭指導も実施

今回、令和3年4月1日時点で九州運輸局管内に旅客船航路を有する150事業者に対する同局の事故防止対策の実施状況を調査するとともに、そのうち30事業者に対して書面調査を実施

- ① 監査について、当局が書面調査を実施した**30事業者のほとんど（29事業者）**が事故防止の観点から、九州運輸局による**監査の指摘事項に係る改善措置状況の確認が有効と回答**
 - <事業者の主な意見> 現場での安全管理に対する意識が強まるとともに、船員の意識の向上にもつながる。
- ② 安全総点検について、**30事業者の7割以上（22事業者）**が旅客船の事故防止対策として**有効と回答**
 - <事業者の主な意見> 従業員以外の目線や外部からの点検が入ることで、普段注意していなかった部分に気づき、改善を図ることが可能
- ③ 研修会について、**30事業者の7割以上（23事業者）**が旅客船の事故防止対策として**有効と回答**
 - <事業者の主な意見> 事故防止対策等の研修を踏まえ、予防安全対策を講じることが重要

 監査、安全総点検及び研修会のいずれについても、**事故防止対策として一定の重要性が認められる。**

一方、事故防止対策を一層効果的なものとするための課題もみられた。



◆ 知床遊覧船事故を受けた九州運輸局等の対応状況 (結果報告書 P78～P80)

令和4年4月23日午後、有限会社知床遊覧船が運航する旅客船「KAZU I」(19トン、旅客定員65人)が北海道知床沖を運航中に沈没し、乗員乗客26人のうち、20人が死亡、残る6人が行方不明となる(令和4年12月14日現在)重大な海難事故が発生

国土交通省は、当該事故を受けて、全国で**旅客航路事業者に対する緊急安全点検**を実施。**九州運輸局における対応状況**は、下記のとおりとなっている。

旅客航路事業者に対する緊急安全点検

九州運輸局では、**令和4年4月25日から5月31日までの間に、管内141事業者**に対して、海上運送法の規定に基づき事業者が作成する**安全管理規程の遵守状況等**に着目した「**緊急安全点検**」を実施。このうち、**管内83の小型旅客船の旅客航路事業者**に対しては、5月10日から下記i～ivの事項についても指導を実施

- i) 船長・運航管理者による気象・海象情報の確実な把握と適正な判断
- ii) 悪天候の場合の運航管理者による船長への運航中止の確実な指示と記録
- iii) 船舶の出航から帰港までの間の運航管理者又は運航管理補助者の常駐
- iv) 船長から事業所への定点連絡の確実な実施と記録

その結果、**5事業者**に対して、i) 発航前点検・陸上施設点検簿等の不記載、ii) 安全教育・訓練の未実施、iii) 約款・旅客向け事項等掲示物の未掲示等 **10事項の改善を指導**
その後、**指導事項の改善状況を確認**

3 新型コロナウイルス感染症感染防止対策に関する取組の実施状況 (結果報告書 P81～P94)

- 実際に旅客等の感染が判明した際の事業者の対応状況を中心に把握
- 旅客が下船後に新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した事業者など4事業者の**対応状況及び他の事業者の参考になると思われる取組を紹介**

取組 1

1 回目に感染者が乗船していたことが判明した際の経験から、関係機関（最寄りの保健所、運輸局等）の連絡先一覧を整備し、船内及び事務所に配備
⇒ 2回目に判明した際には、すぐに関係機関に連絡ができスムーズに対応できた。

取組 2

県内の消毒業者が加盟する団体に対し、乗船していた旅客の感染が判明した場合、すぐに船内の消毒作業を実施してもらえよう事前に要請している。

取組 3

家族が濃厚接触者となった場合や乗組員に風邪症状がある場合に、PCR検査を受けることなく簡易的に結果が分かるよう、抗原検査キットを会社として購入し、船内にも配備している。

取組 4

船上で旅客又は乗組員の感染が疑われる場合の対応フロー図を作成している。